

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	保険年金課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	1	目	政策群番号	99	施策群番号	90
事業名称	国民健康保険事業費会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	30,610,269	5,862,167	8,607,121	0	0	16,140,981
令和7年度	29,918,373	4,608,984	8,275,325	0	0	17,034,064
増▲減	691,896	1,253,183	331,796	0	0	▲893,083

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	27,509,681	27,552,868	30,610,269	30,610,269	30,610,269
	市債＋一般財源	16,346,167	15,867,440	16,140,981	16,140,981	16,140,981
決算	事業費	27,550,906	28,560,928			
	市債＋一般財源	16,543,964	16,236,037			

事業概要 (アクティビティ)	国民健康保険事業運営に要する人件費、事務費及び被保険者の保険料負担軽減等の経費を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
単位	目標								
	実績								
事業指標② (アウトカム)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
単位	目標								
	実績								

事業目的	<p>一般会計から国民健康保険事業費会計へ国民健康保険事業運営に要する経費を繰り出すことで、国民健康保険事業の安定的な運営及び被保険者の保険料負担軽減に寄与します。</p> <p>【保険基盤安定繰出金（保険料軽減分）】 所得が一定額以下の世帯に対する保険料軽減額相当額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：県3/4、市1/4)</p> <p>【保険基盤安定繰出金（保険者支援分）】 所得が一定額以下の世帯に対する保険料軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>【未就学児均等割保険料繰出金】 未就学児に対する均等割保険料軽減額相当額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>【産前産後保険料繰出金】 出産する被保険者に対する産前産後期間相当分の保険料免除額相当額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (補助率：国1/2、県1/4、市1/4)</p> <p>【職員給与費等繰出金】 職員給与費及び事務費等を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。</p> <p>【出産育児一時金繰出金】（令和8年度から廃止） 出産育児一時金支給額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 (繰出率：出産育児一時金総額の2/3)</p> <p>【財政安定化支援事業繰出金】 保険者の責に帰すことができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目し、国保財政が受ける影響を勘案して算出した額を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。 <保険者の責に帰すことができない特別の事情> ・所得水準が低いことによる保険料の減 → 本市非該当 ・高齢者の割合が高いことによる給付費の増 → 本市該当</p> <p>【その他一般会計繰出金】 保険料負担の緩和及び保健事業等に要する経費を一般会計から国民健康保険事業費会計へ繰り出します。</p>
------	---

背景・課題	
根拠法令・方針決裁等	国民健康保険法第72条の3、第72条の4他

根拠・データ等	
事業スケジュール	
事業開始年度	昭和36年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	国民健康保険事業費会計繰出金	30,610,269	29,918,373	691,896
	細事業合計	30,610,269	29,918,373	691,896	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長
	長澤 勘平	相澤 友之

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	介護保険課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	2	目	政策群番号	06	施策群番号	14
事業名称	介護保険事業費会計繰出金										

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	54,625,440	1,875,378	822,531	0	0	51,927,531
令和7年度	52,678,894	2,178,098	816,870	0	0	49,683,926
増▲減	1,946,546	▲302,720	5,661	0	0	2,243,605

歳出		令和5年度	令和6年度
予 算	事業費	50,189,852	50,891,588
	市債＋一般財源	46,889,738	48,151,018
決 算	事業費	50,183,745	50,851,269
	市債＋一般財源	47,007,381	48,295,795

令和9年度	令和10年度	令和11年度
0	0	0
0	0	0

事業概要 (アクティビティ)	介護保険給付費及び地域支援事業費にかかる市法定負担分や介護保険事業に従事する本市職員人件費相当分について、一般会計から介護保険事業費会計に繰り出します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的								
背景・課題								
根拠法令・方針決裁等	介護保険法 等							
根拠・データ等								
事業スケジュール								
事業開始年度	平成12年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	介護保険事業費会計繰出金	54,625,440	52,678,894	1,946,546
細事業合計		54,625,440	52,678,894	1,946,546	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 廣原 英樹	係長 森 充弘	
------------------------------------	-------------	------------	--

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	医療援助課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	3	目	政策群番号	06	施策群番号	14
事業名称	後期高齢者医療事業費会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	47,928,610	117,071	7,017,566	0	0	40,793,973
令和7年度	45,114,311	217,455	5,889,360	0	0	39,007,496
増▲減	2,814,299	▲100,384	1,128,206	0	0	1,786,477

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	41,204,166	43,259,020	48,599,611	48,998,127	49,448,910
	市債＋一般財源	35,907,147	37,340,416	41,365,089	41,704,282	42,087,962
決算	事業費	40,962,286	43,179,984			
	市債＋一般財源	35,862,431	37,491,955			

事業概要 (アクティビティ)	後期高齢者医療事業において、低所得者等に係る保険料軽減分、医療給付費の本市負担分、神奈川県後期高齢者医療広域連合及び本市の事務経費を一般会計からの繰出金により賄う。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
単位	目標								
	実績								
事業指標② (アウトカム)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
単位	目標								
	実績								

事業目的	<p>1 実施内容</p> <p>(1) 保険基盤安定制度分充当 低所得者及び被扶養者だった者にかかる保険料軽減分についての繰出金。県が繰入額の3/4を負担する。</p> <p>(2) 定率市町村負担金充当 所得区分「一般」の者にかかる医療費（本人の一部負担金を除く）のうち、本市公費負担分の繰出金</p> <p>(3) 広域連合共通経費充当 神奈川県後期高齢者医療広域連合における事務経費のうち、本市負担分の繰出金</p> <p>(4) 職員給与費充当 後期高齢者医療制度関連業務に従事する健康福祉局医療援助課、区保険年金課職員の人件費にかかる繰出金</p> <p>(5) 事務経費充当 後期高齢者医療制度における市町村事務を行う上での事務費の繰出金</p>
------	--

背景・課題	
-------	--

根拠法令・方針決裁等	高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令
------------	------------------------------------

根拠・データ等	令和8年度後期高齢者医療事業費会計事業計画書
---------	------------------------

事業スケジュール	主に通年業務
事業開始年度	平成20年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
1	後期高齢者医療事業費会計繰出金	47,928,610	45,114,311	2,814,299	医療給付費の増

	細事業合計	47,928,610	45,114,311	2,814,299	
--	-------	------------	------------	-----------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	菊池 潤	梅田 健	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	健康推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	9	目	政策群番号	03	施策群番号	05
事業名称	公害被害者救済事業費会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	19,353	0	0	0	0	19,353
令和7年度	6,590	0	0	0	0	6,590
増▲減	12,763	0	0	0	0	12,763

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	10,292	10,092	10,641	4,013	4,013
	市債+一般財源	10,292	10,092	10,641	4,013	4,013
決算	事業費	6,592	9,911			
	市債+一般財源	6,592	9,911			

事業概要 (アクティビティ)	公害被害者救済事業費会計における各種事業の財源の一部として、一般財源を繰り出します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標						
		実績						
事業目的	① 総務費・職員人件費・給付事業費 事務費及び職員人件費（1人分）の一部並びに給付事業費の一部について1/2を負担します。 ② 公害保健センター事業費 所長の人件費（1人分）及び建物の除却費用を負担します。							
背景・課題								
根拠法令・方針決裁等	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター定款 川崎・横浜公害保健センターに関する協定書 川崎・横浜公害保健センターに交付する負担金に係る協定書							
根拠・データ等								
事業スケジュール								
事業開始年度	昭和49年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1	公害被害者救済事業費会計繰出金	19,353	6,590	12,763
	細事業合計	19,353	6,590	12,763	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 石津 雄一郎	係長 田辺 恵美
------------------------------------	--------------	-------------

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

19款 1項 15目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	水道事業繰出金(健康福祉局分)	793,088	793,088	812,910	812,910	△ 19,822	△ 19,822	
	計	793,088	793,088	812,910	812,910	△ 19,822	△ 19,822	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	障害自立支援課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	15	
事業名称	水道事業繰出金（健康福祉局分）						
			目	政策群番号	07	施策群番号	15

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	793,088	0	0	0	0	793,088
令和7年度	812,910	0	0	0	0	812,910
増▲減	▲19,822	0	0	0	0	▲19,822

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	842,557	807,886	793,088	793,088	793,088
	市債＋一般財源	842,557	807,886	793,088	793,088	793,088
決算	事業費	842,557	807,886			
	市債＋一般財源	842,557	807,886			

事業概要（アクティビティ）
 生活保護を受けているひとり親世帯、ひとり親家庭等の医療費助成を受けているひとり親世帯、身体障害者、知的障害者、精神障害者、重複障害者のいる世帯及び在宅の要介護4又は5の方がいる世帯に対して、水道使用料の基本料金相当額（月額840～850円（税抜）※口径別）を減免する。水道局の積算する減免実績に応じ、繰出金を支出する。

事業指標①（アウトプット）		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
減免資格のある対象者に上下水道料金の減免措置を行う（減免件数）	単位	目標	501,802	495,776	501,321	494,000	494,000	494,000	494,000
	件	実績	486,056	529,064	/	/	/	/	/
事業指標②（アウトカム）		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
経済的負担の軽減により暮らしを支援する	単位	目標	842,557	807,886	812,910	793,088	793,088	793,088	793,088
	千円	実績	842,557	807,886	/	/	/	/	/

事業目的
【目的】
 個人福祉減免として、昭和48年に、生活保護、身体障害、知的障害及び高齢世帯等に対して上下水道料金の減免措置を行い、経済的負担の軽減を図る目的で事業開始。その後、ひとり親世帯、特別児童扶養手当受給世帯及び精神障害者世帯を減免対象として追加（生活保護世帯を廃止、生活保護ひとり親世帯を追加）。平成29年度以降、繰出金事務の整理が行われ、各要件所管課にて事業執行（事業計画書作成、予算管理、課題整理等）を経て、令和5年度より障害自立支援課で局内分の事業執行（事業計画書及び予算管理の一本化）を行う。
【効果】
 各減免要件のある世帯に対して、生活に直結する水道使用料の基本料金相当額を減免することで、経済的負担の軽減を図っている。対象者世帯の経済支援、生活支援につながっている。
【必要性】
 各減免要件のある世帯等への水道使用料金減免については類似した事業がない。

背景・課題
 水道局に加えて、減免資格要件の対象者を所管する健康福祉局及び子ども青少年局の各部署が関係する事業であり、効率的な運用や改善を図るため、引き続き関係部署が連携して取り組みを進める必要がある。

根拠法令・方針決裁等
 横浜市水道条例、横浜市水道条例施行規程、横浜市水道局水道料金等の福祉減免に関する取扱要綱

根拠・データ等
 繰出額は当該年度の減免実績額を翌年度に繰出。確定した実際の減免額と予算額の差額は、翌々年度の繰出金によって精算。

事業スケジュール
 6月 水道局へ繰出金支出

事業開始年度
 昭和48年度

（単位：千円）

細事業名称		8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
細事業（事業内訳）	1 水道事業会計繰出金（生活保護ひとり親）	16,099	21,024	▲4,925	過年度実績による減
	2 水道事業会計繰出金（ひとり親家庭等医療費助成）	138,262	152,681	▲14,419	過年度実績による減
	3 水道事業会計繰出金（身体・知的・重複障害）	467,150	465,799	1,351	過年度実績による増
	4 水道事業会計繰出金（精神・重複障害）	45,295	42,330	2,965	過年度実績による増

細事業(事業内訳)	5	水道事業会計繰出金(要介護4又は5)	126,282	131,076	▲4,794	過年度実績による減
	細事業合計		793,088	812,910	▲19,822	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	飯野 正夫	係長	宇野 絃子	

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

19款 1項 17目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	自動車事業会計繰出金	4,814,148	4,114,697	4,411,294	3,691,685	402,854	423,012	○
2						0	0	
3						0	0	
4						0	0	
5						0	0	
6						0	0	
7						0	0	
8						0	0	
9						0	0	
10						0	0	
11						0	0	
12						0	0	
13						0	0	
14						0	0	
15						0	0	
16						0	0	
17						0	0	
	計	4,814,148	4,114,697	4,411,294	3,691,685	402,854	423,012	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	高齢健康福祉課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	17	目	政策群番号	06	施策群番号	14
事業名称	自動車事業会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	4,814,148	0	0	699,451	0	4,114,697
令和7年度	4,411,294	0	0	719,609	0	3,691,685
増▲減	402,854	0	0	▲20,158	0	423,012

歳出		令和5年度	令和6年度
予算	事業費	4,821,390	4,655,302
	市債＋一般財源	4,012,508	3,909,501
決算	事業費	4,821,390	4,655,302
	市債＋一般財源	4,056,245	3,916,216

令和9年度	令和10年度	令和11年度
4,898,986	4,914,668	4,936,208
4,206,330	4,220,215	4,240,178

事業概要 (アクティビティ)	福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関、民営バス及び地域公共交通に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における自動車事業会計（市営バス）への繰出金							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
交付者数	単位	目標	425,542	415,613	422,377	418,373	421,144	421,924	423,270
	人	実績	402,230	404,761					
事業指標② (アウトカム)		年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位	目標							
		実績							

事業目的	<p>【事業の目的・必要性】 福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関、民営バス及び地域公共交通に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における自動車事業会計（市営バス）への繰出金</p> <p>【事業の効果】 ・敬老特別乗車証 乗車証を交付し、高齢者の外出及び社会参加を支援することで、趣味活動等による生きがいの創出のほか、介護予防や健康増進等へ繋げる。 ・福祉特別乗車券 福祉特別乗車券を交付し、障害者の外出を支援することで、社会参加の促進や行動範囲の拡大に繋げる。</p>
------	--

背景・課題	<p>敬老特別乗車証については、令和4年10月のICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、高齢者の外出を支援し、高齢者の生きがい創出や、健康や介護予防に資するよう、より良い制度にしていく必要がある。</p> <p>福祉特別乗車券については、精神障害者手帳取得者の増加により、福祉特別乗車券の交付者も増えている。社会参加の促進や行動範囲の拡大に繋げるため、持続可能な制度にしていく必要がある。</p>
-------	--

根拠法令・方針決裁等	横浜市敬老特別乗車証条例、横浜市敬老特別乗車証条例施行規則、横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱、横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、横浜市福祉特別乗車券交付事務取扱要綱
------------	---

根拠・データ等	<p>○R4年度に実施した高齢者実態調査結果 ・平日の外出目的は、敬老バスを持っている方が持っていない方に比べ「趣味活動」で4.2ポイント、「友人・知人と会う」で7.8ポイント高く、一方で「仕事」は敬老バスを持っていない方が6.4ポイント高かった（n=2,018）。</p> <p>・介護予防のための健康維持・増進の意識は、敬老バスを持っている方は「強く意識している」「意識している」の割合の合計が85.3%なのに対し、敬老バスを持っていない方の割合は80.9%となっている（n=2,101）。</p> <p>○福祉特別乗車券の対象者の増加 （身体・知的）R3 30140人→ R4 30433人 （精神）R3 26547人→ R4 28284人</p> <p>特に精神障害者手帳取得者の福祉特別乗車券の交付が増加しており、外出の支援として引き続きニーズが高まっている。</p>
---------	---

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和49年度：事業開始 平成元年度：金沢シーサイドラインにも無料乗車できるよう制度拡充 平成14年度：更新期間を3年間から1年間に変更 交付に際し、希望の有無の確認を開始 平成15年度：負担金導入 平成19年度：横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会を実施 平成20年度：負担金値上げ（平均約1.3倍） 平成23年度：負担金値上げ（平均約1.1倍） 令和元年度：「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」から答申を受領 令和2年度：敬老バスの利用実績の把握を目的にIC化に向けた検討を開始 令和3年度：利用管理システム及び新車載用機器類の開発及び設置 令和4年度：ICカード化した敬老バスの本格運用を開始 令和5年度：敬老バスにおける民営バスの市境路線の利用時に、市外から市外の乗車も通用区間とする規則改正を実施（令和5年10月1日施行） 令和7年度：利用対象を地域公共交通に拡充し、高齢者の外出を促進（令和7年10月1日施行） 75歳以上の免許返納者に、敬老バスを3年間無料で交付し、免許返納後の外出を支援（令和7年10月1日施行） 効果検証の一環として要介護認定リスクの高い方を対象に、モニター調査に同意いただける方には敬老バスを1年間無料で交付し、モニター調査を実施（令和7年10月1日施行） 令和8年度：バス事業者負担金単価の引き上げ
事業開始年度	昭和49年度

(単位：千円)

細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
-------	-----	-----	--------	------

細事業(事業内訳)	1	自動車事業会計繰出金(敬老特別乗車証)	4,065,926	3,730,469	335,457	負担金単価の引き上げ等による増
	2	自動車事業会計繰出金(福祉特別乗車券)	748,222	680,825	67,397	交付者数の増加による増
	細事業合計		4,814,148	4,411,294	402,854	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	野澤 正美	係長	正木 亮	

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

19款 1項 18目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	高速鉄道事業会計繰出金	2,464,696	2,464,696	2,386,703	2,386,703	77,993	77,993	
2						0	0	
3						0	0	
4						0	0	
5						0	0	
6						0	0	
7						0	0	
8						0	0	
9						0	0	
10						0	0	
11						0	0	
12						0	0	
13						0	0	
14						0	0	
15						0	0	
16						0	0	
17						0	0	
	計	2,464,696	2,464,696	2,386,703	2,386,703	77,993	77,993	

令和8年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	高齢健康福祉課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	19	款	1	項	18	目	政策群番号	06	施策群番号	14
事業名称	高速鉄道事業会計繰出金										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	2,464,696	0	0	0	0	2,464,696
令和7年度	2,386,703	0	0	0	0	2,386,703
増▲減	77,993	0	0	0	0	77,993

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	1,914,444	2,329,309	2,473,794	2,475,928	2,484,632
	市債＋一般財源	1,914,444	2,329,309	2,473,794	2,475,928	2,484,632
決算	事業費	1,914,444	2,329,309			
	市債＋一般財源	1,914,444	2,329,309			

事業概要 (アクティビティ)	福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関、民営バス及び地域公共交通に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における高速鉄道事業会計（市営地下鉄）への繰出金								
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
交付者数	単位	目標	425,542	415,613	422,377	418,373	421,144	421,924	423,270
	人	実績	402,230	404,761					
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
	単位	目標							
		実績							
事業目的	<p>【事業の目的・必要性】 福祉対象者の社会参加促進のため、市営交通機関、民営バス及び地域公共交通に乗車できる敬老特別乗車証及び福祉特別乗車券を交付する事業における高速鉄道事業会計（市営地下鉄）への繰出金</p> <p>【事業の効果】 ・敬老特別乗車証 乗車証を交付し、高齢者の外出及び社会参加を支援することで、趣味活動等による生きがいの創出のほか、介護予防や健康増進等へ繋げる。 ・福祉特別乗車券 福祉特別乗車券を交付し、障害者の外出を支援することで、社会参加の促進や行動範囲の拡大に繋げる。</p>								
背景・課題	<p>敬老特別乗車証については、令和4年10月のICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、高齢者の外出を支援し、高齢者の生きがい創出や、健康や介護予防に資するよう、より良い制度にしていく必要がある。</p> <p>福祉特別乗車券については、精神障害者手帳取得者の増加により、福祉特別乗車券の交付者も増えている。社会参加の促進や行動範囲の拡大に繋げるため、持続可能な制度にしていく必要がある。</p>								
根拠法令・方針決裁等	横浜市敬老特別乗車証条例、横浜市敬老特別乗車証条例施行規則、横浜市敬老特別乗車証交付事務取扱要綱、横浜市福祉特別乗車券条例、横浜市福祉特別乗車券条例施行規則、横浜市福祉特別乗車券交付事務取扱要綱								
根拠・データ等	<p>○R4年度に実施した高齢者実態調査結果 ・平日の外出目的は、敬老バスを持っている方が持っていない方に比べ「趣味活動」で4.2ポイント、「友人・知人と会う」で7.8ポイント高く、一方で「仕事」は敬老バスを持っていない方が6.4ポイント高かった（n=2,018）。</p> <p>・介護予防のための健康維持・増進の意識は、敬老バスを持っている方は「強く意識している」「意識している」の割合の合計が85.3%なのに対し、敬老バスを持っていない方の割合は80.9%となっている（n=2,101）。</p> <p>○福祉特別乗車券の対象者の増加 （身体・知的）R3 30,140人→ R4 30,433人 （精神）R3 26,547人→ R4 28,284人</p> <p>特に精神障害者手帳取得者の福祉特別乗車券の交付が増加しており、外出の支援として引き続きニーズが高まっている。</p>								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 昭和49年度：事業開始 平成元年度：金沢シーサイドラインにも無料乗車できるよう制度拡充 平成14年度：更新期間を3年間から1年間に変更 交付に際し、希望の有無の確認を開始 平成15年度：負担金導入 平成19年度：横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会を実施 平成20年度：負担金値上げ（平均約1.3倍） 平成23年度：負担金値上げ（平均約1.1倍） 令和元年度：「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」から答申を受領 令和2年度：敬老バスの利用実績の把握を目的にIC化に向けた検討を開始 令和3年度：利用管理システム及び新車載用機器類の開発及び設置 令和4年度：ICカード化した敬老バスの本格運用を開始 令和5年度：敬老バスにおける民営バスの市境路線の利用時に、市外から市外の乗車も通用区間とする規則改正を実施（令和5年10月1日施行） 令和7年度：利用対象を地域公共交通に拡充し、高齢者の外出を促進（令和7年10月1日施行） 75歳以上の免許返納者に、敬老バスを3年間無料で交付し、免許返納後の外出を支援（令和7年10月1日施行） 効果検証の一環として要介護認定リスクの高い方を対象に、モニター調査に同意いただける方には敬老バスを1年間無料で交付し、モニター調査を実施（令和7年10月1日施行） 								
事業開始年度	昭和49年度								

(単位：千円)

細事業名称		8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
1	高速鉄道事業会計繰出金（敬老特別乗車証）	1,923,045	1,881,657	41,388	想定利用回数の増加による増

細事業(事業内訳)	2	高速鉄道事業会計繰出金(福祉特別乗車券)	541,651	505,046	36,605	交付者数の増加による増
	細事業合計		2,464,696	2,386,703	77,993	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	野澤 正美	係長	正木 亮	

